

みさき出産・子育て応援給付金事業実施要綱

制定 令和5年2月1日
最終改定 令和6年4月1日

(目的)

第1条 核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくなく、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。みさき出産・子育て応援給付金事業（以下「本事業」という。）は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、出産・子育て応援給付金を支給し経済的支援を行うものである。

(支給対象者)

第2条 出産・子育て応援給付金は、以下の（1）に基づき出産応援給付金を、（2）に基づき子育て応援給付金を支給するものとする。

（1） 出産応援給付金は、以下のアからウまでに掲げる者のうち、出産応援給付金の申請時点で岬町に住所を有する者に対して支給する。

なお、支給対象者のうちアに該当する者については「支給妊婦」といい、イ又はウに該当する者については「遡及支給妊婦」という。

ア 事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）

イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）

ウ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、イに該当する者を除く。）

（2） 子育て応援給付金は、以下のア又はイに掲げる対象児童（子育て応援給付金の支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、子育て応援給付金の申請時点で岬町に住所を有する者に対して支給する。ただし、申請前に対象児童が死亡した場合は、対象児童の死亡日時時点で岬町に住所を有している者に対して支給する。

また、同一の対象児童に係る支給対象者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援給付金が支給された場合、他の支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援給付金は支給しない。

なお、支給対象者のうちアに掲げる児童を養育する者については「支給養育者」といい、イに掲げる児童を養育する者については「遡及支給養育者」という。

ア 事業開始日以降に出生した児童であって、岬町に住所を有する者

イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童であって、岬町に住所を有する者

（3） （2）の規定に関わらず、次のアからウいずれかに該当する者には、子育て応援給付金は支給しない。

ア 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

イ 同号に規定する障害児入所施設等の設置者

ウ 法人

(支給額)

第3条 出産応援給付金は支給対象者の妊娠1回につき5万円とする。子育て応援給付金は対象児童1人につき5万円とする。

(支給方法)

第4条 岬町は、出産応援給付金について、以下の(1)に基づき支給妊婦へ、(2)に基づき遡及支給妊婦へ口座振り込みによる支給を行う。

(1) 支給妊婦への支給

- ① 出産応援給付金の支給を受けようとする者(以下において「申請予定者」という。)は、妊娠の届出をし、かつ、岬町が実施する伴走型相談支援による妊娠の届出時の面談等を受けた後、他の市町村で出産応援給付金の支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、岬町に出産応援給付金申請書(様式第1号)を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に流産又は死産した申請予定者については、妊娠の届出時の面談等を受けることなく支給の申請を行うことも可能とする。
- ② ①の支給の申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請予定者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。
- ③ 申請予定者から支給の申請を受けた岬町は、審査の上、これを適正と認めたときは出産応援給付金支給決定通知書(様式第5号)により通知を行い、当該者に対して給付金の支給を行う。申請が認められないときは、出産応援給付金不支給決定通知書(様式第6号)により通知を行う。
- ④ 岬町は、③の審査を行うに当たって、必要に応じて、産科医療機関等に妊娠の事実を確認すること等により、当該者が支給妊婦に該当するか確認を行う。
- ⑤ 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

(2) 遡及支給妊婦への支給

- ① 申請予定者は、事業開始日以降、岬町に対してアンケート(様式第2号、以下「妊娠期間アンケート」という。)を提出し、かつ、他の市町村で出産応援給付金の支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、岬町に対して出産応援給付金申請書を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に流産又は死産した申請予定者については、妊娠期間アンケートの提出を行うことなく支給の申請を行うことを可能とする。また、申請時点で妊娠した児童を出生している申請予定者については、子育て応援給付金の支給を受けるために実施する面談等又はアンケートの提出をもって出産応援給付金の支給の申請を行うこととして差し支えない。
- ② ①の支給の申請は、原則として、事業開始日から3か月以内に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請予定者が申請期間内に支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。
- ③ 申請予定者から支給の申請を受けた岬町は、審査の上、これを適正と認めたときは出産応援給付金支給決定通知書(様式第5号)により通知を行い、当該者に対して給付金の支給を行う。申請が認められないときは、出産応援給付金不支給決定通知書(様式第6号)により通知を行う。
- ④ 岬町は、③の審査を行うに当たって、必要に応じて、妊娠の届出状況を確認すること等により、当該者が遡及支給妊婦の対象者に該当するか確認を行う。
- ⑤ 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

2 岬町は、子育て応援給付金について、以下の(1)に基づき支給養育者へ、(2)に基づき遡及支給養育者へ口座振り込みによる支給を行う。

(1) 支給養育者への支給

- ① 子育て応援給付金の支給を受けようとする者（以下において「申請予定者」という。）は、岬町が実施する伴走型相談支援による出生後の訪問又は面談を受けた後、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て応援給付金の支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、岬町に対して子育て応援給付金申請書（様式第3号）を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に対象児童が死亡した申請予定者については、出生後の面談等を受けることなく、支給の申請を行うことを可能とする。
- ② ①の支給の申請は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、対象児童が1歳に達する日以降の最初の3月31日（令和6年3月31日まで）に1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日）以降は支給の申請はできないものとする。
- ③ 申請予定者から支給の申請を受けた岬町は、審査の上、これを適正と認めたときは子育て応援給付金支給決定通知書（様式第7号）により通知を行い、当該者に対して給付金の支給を行う。申請が認められないときは、子育て応援給付金不支給決定通知書（様式第8号）により通知を行う。
- ④ 岬町は、③の審査を行うに当たって、必要に応じて、支給対象者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、当該者が支給養育者に該当するか確認を行う。
- ⑤ 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

(2) 遡及支給養育者への支給

- ① 申請予定者は、事業開始日以降、岬町に対してアンケート（様式第6号、以下「出生後アンケート」という。）を提出し、かつ、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て応援給付金の支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、岬町に対して子育て応援給付金申請書を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に対象児童が死亡した申請予定者については、出生後アンケートの提出を行うことなく、支給の申請を行うこととして差し支えない。
- ② ①の支給の申請は、原則として、事業開始日から3か月以内に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。
- ③ 申請予定者から支給の申請を受けた岬町は、審査の上、これを適正と認めたときは子育て応援給付金支給決定通知書（様式第7号）により通知を行い、当該者に対して給付金の支給を行う。申請が認められないときは、子育て応援給付金不支給決定通知書（様式第8号）により通知を行う。
- ④ 岬町は、③の審査を行うに当たって、必要に応じて、支給対象者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、当該者が遡及支給養育者に該当するか確認を行う。
- ⑤ 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

（里帰りしている支給対象者）

第5条 出産応援給付金及び子育て応援給付金の支給対象者が里帰りしている場合においては、当該支給対象者に対する妊娠の届出時の面談等又は出生後の面談等を里帰り先の市町村に依頼することができる。この場合、里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況などを確認する

こととする。

(不当利得の返還)

第6条 岬町長は、偽りその他不正行為により給付金の支給を受けた者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第7条 給付金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

みさき出産応援給付金申請書

（出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト）

岬町長 様

申請者（妊婦）

生年月日 年 月 日

住所

連絡先 ()

妊娠届出日 年 月 日

居住地（住所と異なる場合のみ記載）

出産応援給付金の支給（妊婦1人につき5万円相当）を

希望します。（希望する場合は、下記の指定振込口座・同意欄をご記入ください。）



他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。
※ 出産応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

指定振込口座 (申請者名義)	金融機関名	銀行・農協 金庫・組合							本・支店 本・支所
	口座種別	普通・当座	口座番号						
	フリガナ						支給決定額	※岬町記入欄 円	
	口座名義人								

【同意欄】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名

署名日 年 月 日

希望しません。

妊娠中の方へのアンケート

【妊娠期間アンケート】

妊婦氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 歳）

妊娠・出産についての相談や情報提供を行うために、以下の質問にご協力をお願いします。（あてはまるものに☑をつけてください。）

○妊娠の経過は順調ですか。

はい いいえ（ _____ ） 流産・死産 ※流産・死産された方は以降の質問へのご記入は不要です。

○現在の妊娠週数 _____ 妊娠（ _____ ）週 単胎・多胎（ _____ ）

○妊婦健康診査を定期的に受診されていますか。

はい（健診受診施設： _____ ） いいえ

※妊娠中は、気がかりなことがなくても、身体にはいろいろな変化が起こっています。きちんと妊婦健康診査を受けましょう。

○分娩予定施設は決まっていますか。

はい（分娩予定施設： _____ ） いいえ

○出産後、相談にのってくれたり、家事や育児のサポートをしてくれる人としてどんな方が思い浮かびますか？（複数回答可）

夫（パートナー） 実父母 義父母 兄弟姉妹
 その他（ _____ ） いない

○出産に向けて、今のお気持ちはいかがですか。（複数回答可）

楽しみ・嬉しい 少し不安・怖い とても不安・怖い 悲しくなる
 困っている（身体面・経済面・家族関係・その他 _____ ）
 その他（ _____ ）

○知りたいこと、気になることはありますか。（ご自身の健康、赤ちゃんや上のお子さん、ご家族、仕事、保育園、経済面、住まい・生活環境など）

{ _____ }

○出産を迎える前に、面談を希望しますか。 はい いいえ

岬町記入欄（備考）

みさき子育て応援給付金申請書

(出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト)

岬町長 様

養育者氏名

住所

連絡先

()

お子様の氏名

お子様の出生日

年

月

日

出生日時点の住所 (現住所と異なる場合のみ記載)

子育て応援給付金 (お子様1人につき5万円相当) の支給を

希望します。(希望する場合は、下記の指定振込口座・同意欄をご記入ください。)



他の自治体で、出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。

※ 子育て応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

指定振込口座 (養育者名義)	金融機関名	銀行・農協 金庫・組合	本・支店 本・支所						
	口座種別	普通 ・ 当座	口座番号						
	フリガナ						支給決定額	※岬町記入欄	
	口座名義人							円	

【同意欄】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名

署名日

年

月

日

希望しません。

出産後の方へのアンケート

養育者（産婦）氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 歳）

お子さんの氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 歳）

出産後の育児等についての相談や情報提供を行うために、以下の質問にご協力をお願いします。（あてはまるものに☑をつけてください。）

○現在、お子さんはどなたが養育していますか。（複数回答可）

父 母 祖父母 その他（ _____ ）

○産後、ご自身の気持ちやからだのことで、気がついたこと、変わったことがありますか。

いいえ はい（ _____ ）

○ご自身の睡眠の状況はいかがですか？

睡眠は十分 やや睡眠不足 とても睡眠不足 全く眠れない

○子育てについて相談にのってくれたり、家事や育児のサポートをしてくれる人として
どんな方が思い浮かびますか？

夫（パートナー） 実父母 義父母 兄弟姉妹
その他（ _____ ） なし

○お子さんと一緒に過ごす中で、今のご自身のお気持ちはいかがですか？

楽しい 嬉しい 疲れる 時間がない つらい 不安
困っている（ _____ ）
その他（ _____ ）

○知りたいこと、気になることはありますか。（ご自身の健康、赤ちゃんや上のお子さん、ご家族、仕事、保育園、経済面、住まい・生活環境など）

[_____]

岬町記入欄（備考）

第 年 月 日 号

様

岬町長

印

みさき出産応援給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたみさき出産応援給付金支給申請について、下記のとおり支給決定しましたので、みさき出産・子育て応援給付金事業実施要綱第4条の規定により通知します。

記

1. 支給金額 金50,000円
2. 振込予定日 年 月 日

様式第6号（第4条関係）

第 年 月 号
日

様

岬町長

印

みさき出産応援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたみさき出産応援給付金支給申請について、下記の理由により不支給決定しましたので、みさき出産・子育て応援給付金事業実施要綱第4条の規定により通知します。

記

（理由）

第 年 月 日
号

様

岬町長

印

みさき子育て応援給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたみさき子育て応援給付金支給申請について、下記のとおり支給決定しましたので、みさき出産・子育て応援給付金事業実施要綱第4条の規定により通知します。

記

1. 支給金額 金50,000円

2. 振込予定日 年 月 日

様式第8号（第4条関係）

第 年 月 号
日

様

岬町長

⑨

みさき出産応援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたみさき子育て応援給付金支給申請について、下記の理由により不支給決定しましたので、みさき出産・子育て応援給付金事業実施要綱第4条の規定により通知します。

記

（理由）